



## マイカー交通費の見直し

令和7年11月20日に交通費の改正がありました。その時は令和7年4月1日から遡及してマイカーを使用している方の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。11年ぶりの引き上げとなりました。さらに、令和8年4月1日からは、片道65km以上区分の新設と駐車場代の月額5,000円非課税化が正式に盛り込まれ、令和8年4月1日から施行されました。

これまで片道65km以上は一律38,700円(令和7年4月時点)だったのが65km以上、75km以上、85km以上、95km以上に新たに区分けされそれぞれ支給上限が新設されました。

さらに距離とは別に駐車場代として1月あたり上限5,000円の支給も施行されました。

一方、令和8年3月14日からJR東日本を中心に運賃改定が実施され、首都圏の通勤定期は平均で約13~23%値上げされました。こちらについて通勤定期代の実費相当額の支給について、所得税では非課税ですから給与計算額のみ変更していただければ社会保険での問題ありません。なお月額で所得税が非課税となる支給上限は15万円のまま変更ありません。

## 食事代の非課税限度枠

食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げについて改正があります。

役員又は使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合、次の2つの要件を満たすときは、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益

1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	令和7年4月1日 (現状)	令和8年4月1日 (改正)	増額
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当			
通勤距離が片道95キロメートル以上である場合	38,700円	66,400円	27,700円
通勤距離が片道85キロメートル以上95キロメートル未満である場合	38,700円	59,600円	20,900円
通勤距離が片道75キロメートル以上85キロメートル未満である場合	38,700円	52,700円	14,000円
通勤距離が片道65キロメートル以上75キロメートル未満である場合	38,700円	45,700円	7,000円
通勤距離が片道55キロメートル以上65キロメートル未満である場合	38,700円	38,700円	-
通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	32,300円	32,300円	-
通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	25,900円	25,900円	-
通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	19,700円	19,700円	-
通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	13,500円	13,500円	-
通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,300円	7,300円	-
通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,200円	-
通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	(全額課税)	-
駐車場代(新設)			
上記の通勤費に加算	-	5,000円	

はない(給与課税されない)ものとされています。

- ① 当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の50%相当額以上であること。
- ② 当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円以下であること。

令和8年4月1日以後に上記の非課税限度額月額3,500円については、月額7,500円に引き上げることとされました。

(※) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税を課税しないこととされる1回の支給額についても、同様に650円以下(現行:300円以下)に引き上げられました。

注意点としては、

①役員または従業員が支払額の50%以上を本人が負担していることと

②利用できる額の上限は月額7,500円までです。

この2つが守られて最大で7,500円まで支給が可能となります。

月額7,500円を超えた場合は、超えた額のみが課税されるのではなく全額が課税となります。

## 4月からの保険料率の確認

### (1) 雇用保険料率

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおり変更となります。

令和8年4月から、事業主負担の保険料率が9/1,000から8.5/1,000へ変更されます。

労働者負担は5.5/1,000から5/1,000に保険料率が変更になります。合わせると14.5/1,000から13.5/1,000に減額となります。

給料計算の際は保険料率が変更となりますのでご注意ください。(下記比較表より)

○令和8年4月1日～令和9年3月31日

		①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	8年度	5	8.5	13.5
	7年度	5.5	9	14.5
建設の事業	8年度	6	10.5	16.5
	7年度	6.5	11	17.5

労災保険料率は、過去3年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされています。

令和8年(2026年)度は、変更がありません。

### (2) 健康保険料率

令和8年3月分の健康保険料から料率が変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。給料計算の際は保険料率表を確認の上徴収をお願いします。今年度の関東地方の保険料率は以下の通りです。今年度は多くの県で減少が見られますが、栃木県と神奈川県は変更ありません。

健康保険料率(関東地方)

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	前年
茨城県	9.52%	9.67%	9.66%	9.73%	↓
栃木県	9.82%	9.82%	9.79%	9.96%	→
群馬県	9.68%	9.77%	9.81%	9.76%	↓
埼玉県	9.67%	9.76%	9.78%	9.82%	↓
千葉県	9.73%	9.79%	9.77%	9.87%	↓
東京都	9.85%	9.91%	9.98%	10.00%	↓
神奈川県	9.92%	9.92%	10.02%	10.02%	→

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.62%)が加わります。

### (3) 介護保険料率

現在、介護保険料率は1.62%です。今年度は変更ありません。

### (4) 子ども・子育て拠出金率

子ども・子育て拠出金率は0.36%と昨年より据え置きです。こちらは事業主のみの負担です。

### (5) 子ども・子育て支援金(新設)

令和8年4月分(5月納付分)から適用されます。保険料率は0.23%となります。こちらは労使折半となります。

雇用保険と健康保険料率はわずかに下がりましたが、子ども・子育て支援金が始まるため総額としては少し負担が増えそうです。

(芝事務所: 山本 修)